

# 登録してあなたの大切な個人情報を守りましょう

## 事前登録型本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄抄本等は、本人以外（代理人や、正当な理由がある第三者）に交付することが法律で認められています。この法律を悪用し、委任状の偽造や不必要な身元調査目的で住民票の写しや戸籍謄抄本等を不正に請求する事件が起こっています。この不正請求、不正取得を抑止するため、本人以外に証明書を交付した場合に、交付したことをお知らせするものです。

**登録を希望する人は、事前に申し込む必要があります（無料）**

### 対象となる証明書の種類

- ・ 住民票の写し（本籍が記載されたもの）
- ・ 戸籍謄抄本      ・ 戸籍の附票      など

### お知らせする内容

証明書の交付年月日，種類，数量

### 対象となる交付

代理人，第三者への交付  
(本人等，国や地方公共団体への交付は対象外)



### ⚠️ 注意事項

登録された方に交付の可否を確認したり、交付ができないようにしたり、請求者の情報を伝えたりする制度ではありません。

詳しくは市民課にお問い合わせください